

ファームバンキング／ホームバンキング利用規定の一部改正について

(2025年12月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 埼玉県信用農業協同組合連合会 第1条 ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 第2条 サービス取扱時間 ～ （省略） 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 (削除) 第6条 照会サービス (省略) 第7条 振込・振替サービス (省略) 第8条 取引内容の記録等 (省略) 第9条 サービス利用手数料等 1. (省略) 2. 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 埼玉県信用農業協同組合連合会 第1条 ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 第2条 サービス取扱時間 ～ （省略） 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 第6条 通知サービス <u>通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。</u> 第7条 照会サービス (省略) 第8条 振込・振替サービス (省略) 第9条 取引内容の記録等 (省略) 第10条 サービス利用手数料等 1. (省略) 2. 本サービスによる振込に当たっては、第8条における振込手数料およびこれに伴う

埼玉県信用農業協同組合連合会 (2025. 12. 1)

改正	現行
消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 3. ～（省略） 4. 第10条 暗証番号、セキュリティ等 （省略） 第11条 解約等 （省略） 第12条 移管 （省略） 第13条 免責事項 1. ～（省略） 2. 3. 当会が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記第14条による補てんの請求をすることができます。 4. ～（省略） 7. 第14条 本サービスの不正使用による振込等 （省略） 第15条 届出事項の変更等 （省略） 第16条 サービスの休止 （省略） 第17条 サービスの廃止 （省略） 第18条 本規定の変更 1. 当会は、第17条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各事項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 3. ～（省略） 4. 第11条 暗証番号、セキュリティ等 （省略） 第12条 解約等 （省略） 第13条 移管 （省略） 第14条 免責事項 1. ～（省略） 2. 3. 当会が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記第15条による補てんの請求をすることができます。 4. ～（省略） 7. 第15条 本サービスの不正使用による振込等 （省略） 第16条 届出事項の変更等 （省略） 第17条 サービスの休止 （省略） 第18条 サービスの廃止 （省略） 第19条 本規定の変更 1. 当会は、第18条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

改正	現行
2. (省略) 第 <u>19</u> 条 リスクの承諾 (省略) 第 <u>20</u> 条 関係規定の適用・準用 (省略) 第 <u>21</u> 条 契約期間 (省略) 第 <u>22</u> 条 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) 第 <u>23</u> 条 準拠法・合意管轄 (省略)	2. (省略) 第 <u>20</u> 条 リスクの承諾 (省略) 第 <u>21</u> 条 関係規定の適用・準用 (省略) 第 <u>22</u> 条 契約期間 (省略) 第 <u>23</u> 条 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) 第 <u>24</u> 条 準拠法・合意管轄 (省略)